

この画面には、記入方法が表示されていますが、印刷時には記入方法が印刷されませんので、用紙としてご利用いただけます。

賃金締切日	日
賃金支払日	<input type="checkbox"/> 当月 <input type="checkbox"/> 翌月

休業手当は、労働保険料の算定基礎には含まれませんのでご注意ください。

「災害時における雇用保険の特例措置」により、休業票によって失業手当を受給している労働者については、賃金額の支払額が無くても常時使用労働者に含めてください。

(別紙)

年月	賃金総額 (A)	休業手当額 (B)	高年齢労働者賃金額 (C)	常時使用労働者数 (D)	労働者1人当たり賃金額 ((A - B) / D)
※1 震災直近月 <small>東日本大震災(H23.3/11)直前の支払実績で記載ください。</small>	※3 震災直近月は、東日本大震災(H23.3/11)前に支払った最も直近の支払い実績を記載ください。				※6 1円未満切り捨
※2 免除対象該当月 1 <small>東日本大震災(H23.3/11)後の賃金締切日で記載ください。</small>	※4 免除対象該当月は、東日本大震災(H23.3/11)後の賃金締切日で免除要件を満たしている月を記載ください。(免除要件に該当しない月は記載を省略できます)				
免除対象該当月 2					
免除対象該当月 3					
免除対象該当月 4					
免除対象該当月 5					

(お願い)
 記載内容を確認できる会計帳簿の写しや労働者名簿などの添付をお願いいたします。

- ※1 東日本大震災発生前直近の賃金支払対象月について記載すること。
- ※2 免除の要件に該当する月それぞれについて記載すること。
- ※3 賃金、給与、各種手当(通勤手当等)、賞与其他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのもので、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額を記載すること。
- ※4 労働基準法(昭和22年法律第49号)第26条に基づき支払う休業手当又は労働協約、就業規則若しくは労働契約に基づき支払う休業手当について記載すること。
- ※5 保険年度初日(4月1日)において、満64歳以上の高年齢者の賃金額の総額を記載すること。
- ※6 各月末(賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日)における使用労働者数を記入すること。